

三、乗車賃値下断行

鉄道條例に依つて各郊外電鉄は一割二分の制限配當を以てゐる。従つて之の他の利益は各種事業の改善に當らるゝことに規定されて居るにもかゝらず、強慾ある資本家は郊外電鉄協約の下に労働者の最低賃銀制を以てこれを極度に採取せしめ、極度にボロ電車を使用して、あくまでもその強慾を押しつけてゐるのだ。

四、運轉車輛数増加実施

一九二七、三、三

東京市電従業員自治會

七、川崎警察署署長の調停

争議の進行を憂慮したる柳川崎署長は解決を促進せしむべく、二十五、二十六、二十七の三日間に亘り両者の間に立ち和解を慫慂せしめ解雇者七名の復職問題に就き一見一致せず交渉決裂し署長は一先づ斡旋を見合するに至つた。この間自治會本部に於ては数次中央委員會を開き対策を協議してあり

し、左右兩翼幹部の意見往々一致せず即ち右翼幹部は争議の擴大を欲せず速に事の円満解決を希望し一般従業員を鎮撫しつつあり之れに反し左翼幹部は争議を擴大して統一運動同盟と連絡をとりせしめストライキを敢行せしむと策動したることと前記の如くである。

八、自由法曹團の活動と住民大會

二十八日午後三時、東京自由法曹團の三輪、松谷、中村の三年護士は川崎警察署に出張し争議不當壓迫、人権蹂躪の有無を調査すると同時に取締の公平を希望し帰途争議団を訪問して氣勢を添へ帰京した。

尚同日午後七時頃より京浜電鉄争議批判演説會、住民大會も開催し會社の態度を非難攻撃し争議団應援の決議文と會社に対する敬告文を決議した。

九、五分間ストライキの宣言

前記の如く中央委員會は争議擴大説に引かれ、争議団本部を自治